

55プラス

目指せ、市民後見人②

市民後見人養成講座のカリキュラム例

厚生労働省が示しているモデルケース

基礎研修 21時間

認知症・障害者の理解、成年後見制度の基礎、民法の基礎、介護保険制度、高齢者・障害者施策、税務申告制度など

実践研修 18時間

対人援助の基礎、成年後見の実務など
(家庭裁判所見学など)
の体験実習も

市民後見人

The Asahi Shimbun

大学や自治体で養成講座

成年後見制度は、法定後見と任意後見に分かれる。法定後見は、親族や市町村長などの申し立てに基づき、家庭裁判所が選任する。本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の三つがあり、代理や取り消しができる範囲が違う。

このうち「後見」は、本人の判断能力が欠けている人が対象。財産に関するすべての法律行為を代理で受けている人は約16万人。日常生活に関すること以外の行為を、取り消すことも出

一方、任意後見は、本人が判断能力のあるうちに、将来に備えて自ら後見人を選んで、支援内容について契約しておくものだ。最高裁の2011年の統計によると、法定後見人が選任された約2万9千件の内訳は、親族が約6割、弁護士や司法書士などの専門職が約4割。市民の選任は100件程度にとどまる。

ただ、市民後見人の潜在的なニーズは高いと見られている。現在、法定後見を受けている人は約16万人。だが、認知症の人は推計で300万人を超えており、知識が必要とされるのか。

来る。

一方、任意後見は、本人が判断能力のあるうちに、将来に備えて自ら後見人を選んで、支援内容について契約しておくものだ。最高裁の2011年の統計によると、法定後見人が選任された約2万9千件の内訳は、親族が約6割、弁護士や司法書士などの専門職が約4割。市民の選任は100件程度にとどまる。

これまで、大学や一部の自治体が独自に市民後見の養成講座を開いてきたが、今年4月施行の老人福祉法改正で、市町村に後見の育成や活用について必要な措置を講ずるよう努めること」とされたことが広がっている。

実際、後見人にはどんな知識が必要とされるのか。厚労省が、自治体に示しているカリキュラム例は講義と演習で約40時間(体験実習など除く)。これに対し、東京大学の講座では約120時間の講義や実習をする。過去4年で1500人が修了した。介護関係者のほか、退職したシニアや子育てを終えた主婦らも多い。同大政策ビジョン研究センターのスタッフ、佐藤雅之さんは「社会貢献の意欲の高い人の受講が増えている」と話す。